

〔翻 訳〕

ドイツ・コーポレート・ガバナンスのための スコアカード

本 田 良 巳

本稿はドイツ財務分析・資産管理協会（Deutsche Vereinigung für Finanzanalyse und Asset Management—以下、DVFA と略す）が発行するコーポレート・ガバナンスのためのスコアカードを翻訳したものである。これにより、コーポレート・ガバナンスに対するDVFAの考えがよくわかる。なお、このコーポレート・ガバナンスのためのスコアカードの詳細について次の文献を参照されたい。

小山明宏、『コーポレート・ガバナンスの日独比較』、白桃書房、2008年、54-84頁参照。

ドイツ・コーポレート・ガバナンスのためのスコアカード（2006年6月12日のDCGコード）

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに基づくDVFA—評価シエーマ

DVFAのコーポレート・ガバナンス委員会（A. Bassen 教授（代表）、C. Strenger）

方法上の指示

- ・基礎は現在、有効な版（2005年6月2日）における公開のドイツ・コーポレート・ガバナンス（DCG）・コードである。
- ・スコアカードの部分的な規準はコードの章に一致している。各々の規準の前に該当するコードの数値が記入されている。
- ・E=DCGK 勧告
A=DCGK 奨励
DVFA=DVFA によって定められた追加的な規準
E/DVFA, A/DVFA=DVFA による厳密な解釈をもつ DCGK 勧告/奨励
- ・個々の問題の履行は(1)におけるチェック“X”によって行われる。
- ・問題の重要性：標準的な重要性に追加して、(3)において問題、部分的な規準の個別的な重要性が行われる。
- ・総スコア：最後の頁の結果の概観において、個々の部分的な規準の要約
- ・情報の源泉：個々の項目の源泉は(6)において確定される。

DCGK の番号 規準	履行 (1)		標準の 重 要 性 (2)	個 別 の 重 要 性 (3)	点数(4)= (1)×(2) 標準の部分スコア	点数(5)= (1)×(3) 個別の部分スコア	情 報 の 源 泉 (6)
	1	0					
I. 株主と株主総会(12%)			12%	12%			
I.1 DVFA 営業報告書にコーポレート・ガバナンス報告書は示されているか？			1	1	0.0	0.0	
I.2 DVFA 営業報告書の他、DCG-コードに基づく、独自のコーポレート・ガバナンス原則が存在し、それは公表されているか？			1	1	0.0	0.0	
I.3 DVFA CG 最善の実務への将来の、恒常的な適応のための委員会は存在しているか？			1	1	0.0	0.0	
I.4 A 善意で、また実質的な買収の提案(株主総会の原則的な招集)の場合、例えば、該当するコード奨励への態度表明により、株主指向的な行動のための委員会が存在しているか？(3.7)			2	2	0.0	0.0	
I.5 A/DVFA 会社は現代のコミュニケーション媒体(例えば、インターネット)により、すべての株主総会の追跡を可能にするか？(2.3.4)			1	1	0.0	0.0	
			6	6	0.0 0%	0.0 0%	
II. 取締役(20%)			20%	20%			
II.1 E 種々の報酬要素が判りやすく、要約的に説明されている、十分な報酬報告書は存在しているか？			1	1	0.0	0.0	
II.2 A/DVFA 取締役員のために2年以上の刺激の効果、要求の多い成果目的を有する変動的な報酬プログラム(株式オプション等)は存在しているか？(4.2.3)			1	1	0.0	0.0	
II.3 A 取締役員のために、この刺激プログラムの決定的な変数が詳細に公表されているか？(4.2.3)			1	1	0.0	0.0	
II.4 E 最近の2年において、刺激プログラムについて成果目的の事後的な低下を生じているか？(4.2.3)			2	2	0.0	0.0	
II.5 E 取締役員の副業は監査役会の同意を必要とするか？(4.3.5)			1	1	0.0	0.0	
II.6 DVFA 取締役員の副業はどのような形態で公表されているか？(取締役員の副業の種類と範囲について詳細な記載＝1、記載なし＝0)			1	1	0.0	0.0	
II.7 A 5年以下の年数について、取締役の最初の任用は行われているか？(5.1.2)			1	1	0.0	0.0	

Ⅱ. 8 E D&O 保険の場合、自己負担は存在しているか？ (3.8)		1	1	0.0	0.0	
Ⅱ. 9 E 株式オプションについてキャップは存在しているか？ (4.2.3)		1	1	0.0	0.0	
		10	10	0.0 0%	0.0 0%	

Ⅲ. 監査役会 (45%)

45%

45%

Ⅲ. 1 E 監査委員会は存在しているか？ (5.3.2)		5	5	0.0	0.0	
Ⅲ. 2 A 監査委員会会長は監査役会会長あるいはかつての取締役役員であるか？ (5.3.2)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 3 DVFA 新たな監査役会構成員の選任提案の場合、資格のプロフィールは公表されているか？		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 4 E/DVFA 監査役会構成員の個別の選任が行われているか？ (5.4.3)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 5 DVFA 監査役会構成員の個別の解任が行われているか？		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 6 DVFA 監査役会のために要求プロフィールが存在し、公表されているか？		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 7 E 監査役会に、二人以上の、かつての取締役役員が所属しているか？ (5.4.2)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 8 E 取引所に上場された会社の取締役として、内部で5つ以上の監査役の議席をもつ監査役会構成員が存在しているか？ (5.4.5)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 9 A 監査役会構成員は種々の任期について選任されているか？ (5.4.6)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 10 A 監査役会における株主代表、従業員代表は監査役会の会議を特別に準備しているか？ (3.6)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 11 E/DVFA 取締役なしの監査役会は一年にどれくらい開催しているか？ (3.6) (なしの情報=0, しばしば=1)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 12 A 成果指向的な報酬が存在し、それは監査役会構成員にとって長期的な企業成果に関連する構成要素を含んでいるか？ (5.4.7)		2	2	0.0	0.0	
Ⅲ. 13 E 監査役会の報酬の記載がコーポレート・ガバナンス報告書に個別に公表されているか？ (5.4.7) (いいえ=0, はい=1)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ. 14 E/DVFA 定期的に行われる委員会の再検討について監査役会は報告しているか？ (5.6)		2	2	0.0	0.0	
Ⅲ. 15 DVFA 会議への参加者数が個別に公表されているか？		1	1	0.0	0.0	

Ⅲ.16 A 準備, とくに決定権限が監査役会委員会に委譲されているか? (5.3.4)		1	1	0.0	0.0	
Ⅲ.17 A 取締役員の任命や報酬のために監査役会委員会が設置されているか? (5.1.2)		1	1	0.0	0.0	
		23	23	0.0 0%	0.0 0%	

IV. 透明性(16%)

16%

16%

IV.1 DVFA 会社の会議はインターネットで公表されているか?		1	1	0.0	0.0	
IV.2 E 直接, 間接に, 会社の発行する株式の1%を超えるかぎり, 個々の取締役員, 監査役会構成員の株式所有あるいは, それに基づく金融商品は記載されているか, また, 監査役会, 取締役会の総所有が会社の発行する株式の1%を超えるかぎり, 取締役会, 監査役会の資本参加関係が二つの委員会毎に開示されているか? 記載はCG 報告書に存在しているか? (6.6)		1	1	0.0	0.0	
IV.3 DVFA 会社の重要な収益目的, 戦略目的(例えば, 財務年度あるいは四半期の開始に)が公表されているか, とくに重要な, 以前に述べられた収益目的, 戦略目的の相違分析が公表されているか?		2	2	0.0	0.0	
IV.4 DVFA 通常の, 少なくとも年2X, 一般的に参加できるアナリストの会議, 投資家の会議が開催されているか?		2	2	0.0	0.0	
IV.5 A/DVFA 株主の情報について(英語でも)概観的なウェブサイトが存在しているか? (6.8)		1	1	0.0	0.0	
IV.6 A 奨励からの逸脱が説明されているか? (3.10)		1	1	0.0	0.0	
		8	8	0.0 0%	0.0 0%	

V. 会計(8%)

8%

8%

V.1 E 公表期間が会社によって遵守されているか? (7.1.2)		1	1	0.0	0.0	
V.2 DVFA 例えば, 最も重要な貸借対照表項目, 損益計算書項目, キャッシュフロー項目, 自己資本-貸借対照表の変動に関して規則的な記載によって詳細な報告を行うことが重要である。四半期報告書が存在しない=0 貸借対照表, キャッシュフロー計算, セグメント報告, 自己資本-変動による十分な四半期報告書=1		2	2	0.0	0.0	

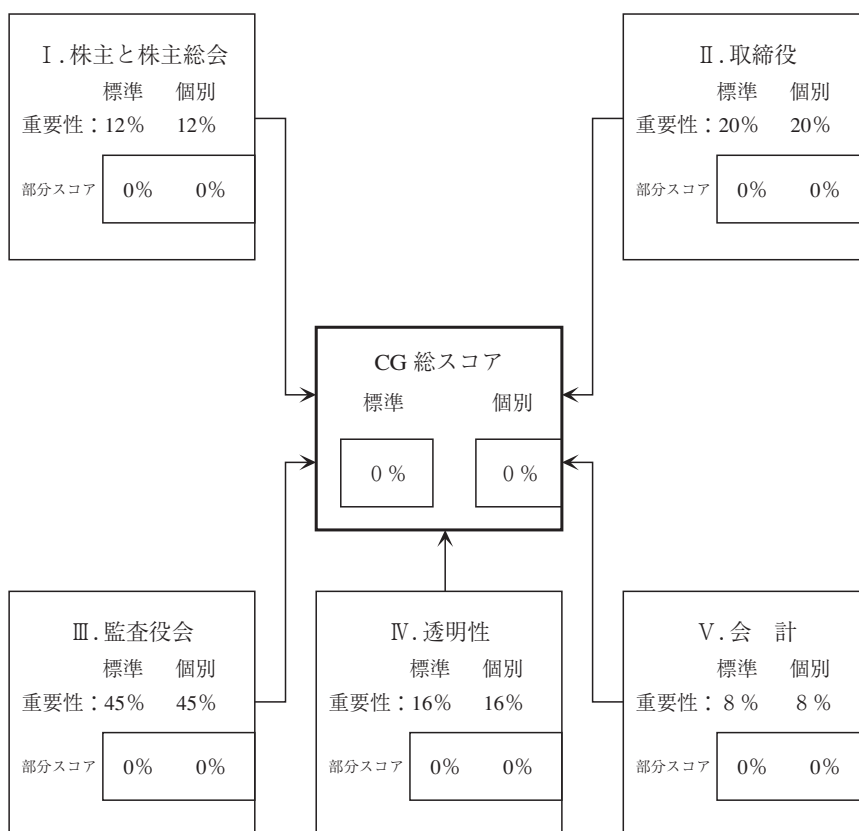
V.3 DVFA 取締役レベル以下の指導者層のために、コンツェルン決算書は成果指向的な刺激システムの具体的な記載をなすか？			1	1	0.0	0.0	
			4	4	0.0 0%	0.0 0%	
			51	51	0	0	

ドイツ・コーポレート・ガバナンスのためのスコアカード

結果の概観と総スコア

企業：

日付：



CG 総スコアについて説明

きわめて良い (90－100%)

良い (80－ 89%)

まずまず (70－ 79%)